2.7　船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに国際海事機関登録所有者識別番号
2.8　会社の名称及び住所並びに国際海事機関会社識別番号
2.9　船舶が船級の認定を受けた全ての船級協会の名称
2.10　船舶についての主要な事項（全長（ＬＯＡ）、幅（型幅）、深さ（型深さ）、軽荷重量、総トン数及び純トン数並びに推進機関の種類及び出力）
2.11　有害物質の目録
2.12　第九規則の規定に基づく承認のための船舶の再資源化計画案

3　船舶の再資源化施設は、再資源化が予定されている船舶が再資源化の準備の完了に関する国際証書を取得した時に、その船舶の再資源化の開始予定について自国の権限のある当局に報告する。この報告は、付録六に定める報告の様式に従って行うものとし、少なくとも当該国際証書の写しを含める。当該船舶の再資源化は、この報告の提出に先立って開始してはならない。

第二十五規則　完了時の報告

船舶の再資源化施設は、船舶の再資源化の一部又は全部がこの条約の要件に従って完了した時に、完了報告書を発出し、自国の権限のある当局に提出する。完了報告書は、付録七に示すとおりに作成しなければならない。当該権限のある当局は、当該船舶に対して再資源化の準備の完了に関する国際証書を発給した主管庁に完了報告書の写しを送付する。完了報告書については、船舶の再資源化計画に従って船舶の再資源化の一部又は全部が完了した日から十四日以内に発出するものとし、該当する場合には、人の健康又は環境を損なう事故及び災害についての報告を含める。

付録一　有害物質の規制

有害物質	定義	規制措置
石綿	石綿を含有する物質	石綿を含有する物質を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、全ての船舶について禁止する。
オゾン破壊物質	オゾン破壊物質とは、千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第一条4に定義する規制物質であって、この条約の附属書が適用され、又は解釈される時に効力を有している同議定書の附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げるものをいう。 船舶において使用されることのあるオゾン破壊物質には、少なくとも次の物質を含む。 Halon　1211　ブロモクロロジフルオロメタン Halon　1301　ブロモトリフルオロメタン Halon　2402（Halon　114B2と称することもある。）　一・二―ジブロモ―一・一・二・二―テトラフルオロエタン CFC-11　トリクロロフルオロメタン CFC-12　ジクロロジフルオロメタン CFC-113　一・一・二―トリクロロ―一・二・二―トリフルオロエタン CFC-114　一・二―ジクロロ―一・一・二・二―テトラフルオロエタン CFC-115　クロロペンタフルオロエタン	オゾン破壊物質を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、全ての船舶において禁止する。ただし、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFCs）を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置については、二千二十年一月一日前は、認められる。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）	ポリ塩化ビフェニルとは、ビフェニル分子（炭素間単結合により結合した二のベンゼン環）上の水素原子が十以下の塩素原子によって置換される方法で形成される芳香族化合物をいう。	ポリ塩化ビフェニルを含有する物質を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、全ての船舶について禁止する。
防汚化合物及び防汚方法	この条約の附属書が適用され、又は解釈される時に効力を有している二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約（ＡＦＳ条約）附属書一に従って規制されている防汚化合物及び防汚方法	1　いずれの船舶も、殺生物剤としての有機スズ化合物を含んでいる防汚方法又はＡＦＳ条約により施用若しくは使用が禁止されているその他の防汚方法を施用することができない。 2　いずれの新船又は船舶における装置、設備又は材料の新たな設置も、ＡＦＳ条約に適合しない方法で防汚化合物又は防汚方法を施用し、又は採用してはならない。

付録二　有害物質の目録に最低限掲載すべき物質の表

付録一に掲げる有害物質
カドミウム及びカドミウム化合物
六価クロム及び六価クロム化合物
鉛及び鉛化合物
水銀及び水銀化合物
ポリ臭化ビフェニル（PBB）
ポリ臭化ジフェニルエーテル（PBDE）
ポリ塩化ナフタレン（塩素原子が四以上のものに限る。）
放射性物質
塩化パラフィン（クロロアルカン）（炭素数が十から十三までのもの及びその混合物に限る。）

付録三　有害物質の目録に関する国際証書の様式

有害物質の目録に関する国際証書

（公の印章）　（国名）

（注釈　この証書は、有害物質の目録第Ⅰ部によって補足される。）

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）に基づき、……政府の権限の下に、……が発給する。
（国の名称）　（条約により権限を与えられた者又は団体の正式名称）

船舶の要目

船名	
船舶番号又は信号符字	
船籍港	
総トン数	
国際海事機関船舶識別番号	
船舶所有者の氏名又は名称及び住所	
国際海事機関登録所有者識別番号	
国際海事機関会社識別番号	
建造日	